

御浜町病後児保育 「おひさま」のご案内

おひさまは、病気の回復期の
お子さんをお預かりします。

もう少し
大事をとって

病後児保育とは、保護者が仕事や出産、冠婚葬祭などの社会的にやむを得ない理由で、病気の回復期（病後児）にある子どもの保育が家庭で困難な場合、看護師や保育士などが専用部屋で一時的に保育することです。



対象となる子どもは、次のすべての条件を満たすお子さんです。

- ◆ 町内在住または、町内事業所に保護者が勤務している、生後6ヵ月から小学3年生までのお子さん。
- ◆ 病気の回復期（医師の確認が必要）のお子さん。
- ◆ 認定こども園等で保育されている児童で、保護者の仕事の都合、疾病、事故、出産、冠婚葬祭など、やむを得ない理由で家庭での保育が困難なお子さん。

- 定員 3人
- 利用料 無料
- 利用時間 8時30分から16時30分
- 利用期間 原則、連続した7日間まで
- 休業日 土曜日及び日曜日・祝日・12月29日～1月4日
- 利用方法 1、事前の登録（当日の登録も可能ですが時間がかかります。）
2、事前にお電話での予約
3、医師による連絡票が必要です。
（利用までにかかりつけ医で受診してください。）
昼食等（おやつ）はご持参ください。

※詳しい内容については、おひさまへ直接お問い合わせください。



お問合せ先

御浜町子育て支援室 おひさま（志原保育所東側）

御浜町志原1877-20 電話 05979-2-0336

ご利用の流れ

利用希望の前日まで

① 利用事前登録



病後児保育を利用したい保護者は、利用前に登録申請をして、事前登録をします。

② 利用の申込みと受診



利用申込みの予約をした上で、かかりつけ医を受診（利用の前日）し、「けがや病気の回復期であり、病後児保育が利用可能な症状であること」を確認し、「医師連絡票」を医師に記入してもらい、子育て支援室に提出（状況により利用当日でも可能）してください。

③ 対象児童の受け入れ



8時30分以降からの受け入れとなります。
最初に、看護師による簡単な聞き取りをさせていただきます。必要な書類を提出していただき、持ち物の確認をさせていただきます。（状況によっては、医師の指示を仰ぐ場合もあります。その結果、受診していただく必要があったり、利用できない場合もあります。）

④ 病後児保育の開始



看護師1名、保育士1名でお預かりします。（定員3名）
お迎えは16時30分までをお願いします。

⑤ 利用終了

利用希望の当日

- 感染対策は十分行っていますが、複数の児童をお預かりする場合や他の事業での来室者などにもいることから、感染の可能性もありますのでご了承ください。
- 症状が悪化した場合など、緊急連絡先に連絡させていただきます。
- 緊急の場合、協力医などによる医療措置や救急搬送を行う場合があります。
- 当日、キャンセルされる場合や予定時間などの変更がある場合は、必ずご連絡ください。